

【学校用】

貸出手順

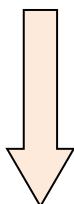
ライブラリーには、たくさんの教材があり無料で借りることができます。利用目的にあった教材をお選びください。教材の目録は盛岡教育事務所のホームページ『視聴覚ライブラリー』に掲載されています。

上映したい教材が決まったら、さっそく借りてみましょう！

電話1本で簡単に借りられます。上映後、教材等の返却時に利用報告書を1枚提出していただけます。ホームページに掲載されていない教材もありますので、上映に関して何でもご相談ください。

【利用例】 保護者会にて子どもたちの待ち時間中、防犯・防災・交通安全 他各指導時

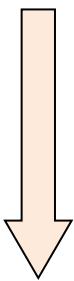
1. 予 約



- 電話又はFAXで上映日、借用期間、上映作品をお知らせください。
借用期間は最長5日間、借用本数は3本となっていますが、他に予約が入っていないければ延長ができ、本数を増やすこともできます。
- 映写ボランティアの派遣を希望する方は、会場・上映時間などもお知らせください。会場の大きさ、設備などについて確認いたします。

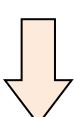
※貸出教材・機材 下記参照

2. 借 用



- 教材、機材はライブラリーまで、受け取りに来ていただくことになりますが、受付時間内に来ることが出来ない場合は、合同庁舎の守衛室に預けることもできます。
- 定期的に盛岡教育事務所に来庁の市町は“学校行BOX”を経由しての受け渡しもできます。（ライブラリー → 各市町教育委員会 → 学校 *返却も同様）
- ご希望の方には『宅配便』で送ります。（教材のみの場合）
送付代金はライブラリー負担、返却代金は利用者負担となります。
- 『視聴覚教材・機材 利用申込書 兼 報告書』をお渡しいたします。
上映後記入していただき、返却時に提出してください。

3. 上 映



- 16mmフィルム上映の場合、映写機は必ず『16ミリ映写機操作技術講習修了証』をお持ちの方が操作してください。
- 映写ボランティアが上映の場合は、上映開始 約1時間前に伺います。

4. 返 却

- 教材、機材等、入れ忘れが無いか必ずチェックして返却してください。
- 次に利用される方のために返却日は厳守してください。
- 万が一、返却が遅れる場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 教材を発送する場合は、必ず追跡できる方法（ゆうパック・ヤマト便・佐川急便など）で、緩衝材で梱包したうえで、割れ物扱いで送っていただくようお願いします。

※『視聴覚教材・機材 利用申込書 兼 報告書』提出

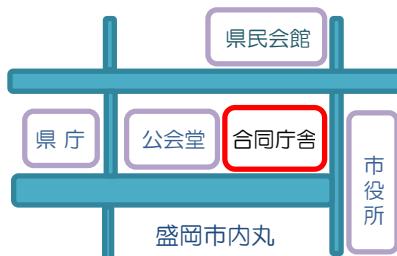
貸出できる教材

- 16ミリフィルム
- DVD
- ビデオ

貸出できる機材

※機材だけの貸出はできません

- 16ミリフィルム用映写機
- DVDデッキ
- ビデオデッキ
- プロジェクター
- スピーカー
- スクリーン
- 遮光用黒幕
- クリップ（黒幕止め用）
- 電源用延長コード



〒020-0023
盛岡市内丸11番1号 合同庁舎 8階
盛岡教育事務所内
中央地域視聴覚ライブラリー
TEL 019-651-0331 fax 019-629-6754
(平日 8:30~17:00 土日祝休み)